

監監第 810 号
令和 7 年 12 月 25 日

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒井 良清
同	高品 彰
同	前田 一
同	瀬之間 康浩
同	麓 理恵

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 7 年 11 月 28 日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「こども青少年局こども福祉保健部中央児童相談所支援課法務担当課長」は、「令和 7 年 3 月に市の代表者 市長と」弁護士会費に係る「覚書を交わしている」「令和 7 年 4 月より横浜市が毎月会費を支払っている」「横浜市は、令和 7 年 4 月から毎月 32,800 円の損害をこうむっている」「横浜市は、本件支払いの義務はない」「市長に対する勧告事項」「1 市がこうむった損害 令和 7 年 4 月から令和 7 年 9 月までの毎月 32,800 円を」こども青少年局こども福祉保健部中央児童相談所支援課法務担当課長「に対して返還せよとの勧告を求める」「2 市の代表者市長を甲とし、」こども青少年局こども福祉保健部中央児童相談所支援課法務担当課長「を乙とした覚書の取消」と述べています。

このことから、こども青少年局こども福祉保健部中央児童相談所支援課法務担当課長の弁護士会費に係る令和 7 年 3 月の覚書の締結及び同年 4 月から 9 月までの弁護士会費の支出について摘要しているものと解されます。

請求人は、「こども青少年局こども福祉保健部中央児童相談所支援課法務担当課長」「は、

（裏面あり）

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）及び横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 17 年 12 月 28 日条例第 115 号）の規程に基づき令和 4 年 10 月 1 日より採用されている」「これらの法令の規定のとおり、採用者は任命権者の指揮監督下となること、地方公務員法第 32 条、第 35 条等の服務義務が課せられ、他の法律業務との兼業の制限があるため、」「弁護士業務を休止し」「ているものである」「令和 7 年 3 月に市の代表者 市長と」「覚書を交わしているが、法律事務所を退所しており、そもそも弁護士業務は行えないことから、神奈川県弁護士会及び日本弁護士連合会への加入の必要はないものである」「これらの会への加入継続は本人の意思であり、当然に、横浜市が会費を、公金でもって負担する根拠もなくば義務も全くな」「今まで本人が支払っていたと思料される」「ところが、突然に令和 7 年 4 月より横浜市が毎月会費を支払っている」「支払調書での支払っていることが不当な公金支出の証左である」と述べています。

児童相談所における弁護士の配置について確認すると、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条第 4 項及び第 59 条の 4 の規定により、横浜市の児童相談所には弁護士の配置又はこれに準ずる措置が義務付けられています。

請求人は、「弁護士名簿登録を抹消することに差支えない」旨主張していますが、児童相談所で弁護士として勤務するためには、弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）の規定に基づき、弁護士会を経由して日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録する必要があります。

当該職員は、弁護士情報検索（日本弁護士連合会ウェブページ）によれば、弁護士登録されており、事務所情報は「横浜市中央児童相談所」となっています。請求書の記載によれば、任期付職員であることから、当該職員は専ら児童相談所で常時勤務していることになります。

弁護士会費の負担については、一般に所属団体との雇用契約等により決められることと解されることから、当該職員が弁護士登録をして児童相談所で常時勤務することに伴い必要となる弁護士会費を負担するかどうかについては、横浜市の裁量に属する事項です。

したがって、弁護士会費の負担に係る財務会計行為が違法又は不当である理由を具体的に摘示したものとは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。